(五)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

不当廉売された調査対象貨物は、調査対象期間において、輸入量を増加させた一方、本邦において生産された同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）は、販売量を減少させた。また、不当廉売された調査対象貨物は、本邦産同種の貨物との代替性を有しており、取引において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の国内販売価格を下回る価格で輸入され、販売された。本邦の産業については、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、販売価格の引上げの抑制及び引下げを余儀なくされ、その結果、製造原価の上昇分を十分に価格に転嫁することができず、利潤の低下がもたらされたほか、その他の指標も悪化した。以上から、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

(六)　結論

以上のとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、不当廉売関税を課することが決定された。

五　法第八条第二項の規定により不当廉売関税を課する貨物及びその決定の理由

(一)　不当廉売関税を課する貨物

中国を原産地とする黒鉛電極のうち、法第八条第九項の規定に基づく暫定的な関税が課されたもの。

(二)　不当廉売関税を課する理由

調査の結果、(一)に掲げる貨物に対して暫定措置がとられなかったとしたならば、その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるため。

六　その他参考となるべき事項

(一)　中国を原産地とする黒鉛電極の不当廉売関税の税率

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百四十号）による改正後の黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令（令和七年政令第九十五号）において定める不当廉売関税の税率については、四(四)ニにおける黒鉛電極の供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、別表の上欄に掲げる者を生産者とする税率となる。

(二)　調査結果報告書の入手

調査の経緯並びに調査当局の認定及び結論の詳細を記載した調査結果報告書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ａの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定第十二・二条の規定に基づき公表され、財務省及び経済産業省のホームページにおいて入手することができる。

別表

生産者	税率
方大炭素新材料科技股份有限公司	九十五・二％
吉林炭素有限公司	九十五・二％
遼寧丹炭科技集団有限公司	九十五・二％
介休市志尧炭素有限公司	九十五・二％
大同宇林徳黒鉛新材料股份有限公司	九十五・二％
河南紅旗渠新材料有限公司	九十五・二％
焦作市中州炭素有限公司	九十五・二％
開封平煤新型炭材料科技有限公司	九十五・二％
遼寧鑫瑞黒鉛新材料有限公司	九十五・二％
霊石県揚帆炭素科技有限公司	九十五・二％
南通揚子炭素股份有限公司	九十五・二％
山西鑫賢炭素材料科技有限公司	九十五・二％
昇瑞能源科技有限公司	九十五・二％
四川広漢士達炭素股份有限公司	九十五・二％
四川昭鋼炭素有限公司	九十五・二％
烏蘭察布市福興炭素有限公司	九十五・二％
烏蘭察布市旭峰炭素科技有限公司	九十五・二％
遼寧鴻達電炭有限公司	九十五・二％
宝方炭材料科技有限公司	九十五・二％
吉林炭素新素材有限公司	九十五・二％
旭日精密炭素（大連）有限公司	九十五・二％
山東旭日石墨新材料科技有限公司	九十五・二％
撫順金利石化炭素有限公司	九十五・二％
大連邦誼石墨材料有限公司	九十五・二％
嘉隆新材料有限公司	九十五・二％
河北瑞通炭素股份有限公司	九十五・二％
江蘇江龍新能源科技有限公司	九十五・二％
合肥炭素有限責任公司	九十五・二％
吉蒙炭素有限責任公司	九十五・二％
山西聚賢黒鉛新材料有限公司	九十五・二％
江蘇江龍新材料科技有限公司	九十五・二％
大連西姆晶正貿易有限公司	九十五・二％
QINGDAO YIJIA E.T.I. CO., LTD.	九十五・二％
SHANDONG GRAPHITE NEW MATERIAL PLANT	九十五・二％